



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	倒産手続下での労働者代表の関与：現行法の状況と改正に向けた課題
Author(s)	池田，悠
Citation	北大法学論集，65(6)，1-28
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58376
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no6_01.pdf



倒産手続下での労働者代表の関与

—— 現行法の状況と改正に向けた課題 ——

池
田

悠

目 次

- 一 労働者代表による手続的関与の必要性
- (一) 問題状況
- (二) 労働者の従属性

(三) 労働力の集団性

二 手続的関与の状況

(一) 現行法に至るまでの状況

(二) 現行法における手続的関与

(三) 手続的関与の状況

三 手続的関与の対象となる労働者代表

(一) 定義と労働基準法上の過半数代表との異同

(二) 各法における定義の相違

(三) 過半数組合が存在しない場合の手続

(四) 小括

四 意見聴取する場合の方法

五 手続的関与の効果

六 検討

一 労働者代表による手続的関与の必要性

(一) 問題状況

労働契約関係の存立には、労働者の相手方当事者となる使用者の存在が必要不可欠である。しかし、景気の変動、産

業構造・需給構造・人口構造の変化、国家政策の変更、経営者の不正あるいは単純な経営判断の失敗により、使用者は時として容易にその存続を脅かされ得る。これは、バブル経済崩壊後の二〇年超の間、わが国が直面してきた状況を見れば明らかである。近年に至っても、いわゆるリーマン・ショックによる二〇〇八年末以降の景気後退に伴う倒産件数の増加は記憶に新しく、二〇一〇年には日本航空グループ三社（一月一九日、会社更生手続開始）、ウィルコム（三月一二日、会社更生手続開始）、日本振興銀行（九月二三日、民事再生手続開始）、武富士（一〇月三十一日、会社更生手続開始）などサービス業分野での大規模倒産事件が相次いで、社会的関心と呼んだ。その後、二〇一一年には林原グループ四社（三月七日、会社更生手続開始）、二〇一二年にはエルピーダメモリ（三月二三日、会社更生手続開始）、二〇一四年には白元（六月五日、民事再生手続開始）など、製造業大手の倒産事件も相次ぎ、もはや倒産は日本有数の大企業も含めて特殊例外的な事象ではない。そして、当該倒産手続が、再建目的を第一に掲げる再建型であるか、清算目的を第一に掲げる清算型であるかを問わず、使用者において倒産手続が開始されるということは、労働契約関係の存立基礎である使用者の存続を脅かす事態である。

このように、労働契約関係の存立を左右する倒産手続が日常茶飯事となっている中で、倒産手続における労働者の取扱いが重要な問題として注目されている。しかし、債権者が弁済されていない債権の存在を以って倒産手続に関与し、倒産手続の帰趨を決する機会を付与されるのに対し、労働者は各労働者が未払い賃金などの倒産手続に従って弁済されるべき債権を有していない限り、同様な地位を享受し得ない。また、たとえ労働者が未払い賃金を有していて、債権者として倒産手続に関与することが認められるとしても、各労働者の保有する債権額は多くの場合、僅少であり、倒産手続に有意義に関与できるとは思われない。何より、労働関係には、他の一般的な取引関係にある債権者との関係には見られない従属性や集団性があるため、倒産手続において、労働者を単なる一債権者として取り扱うことで足りるのかは

問題である。

(二) 労働者の従属性

そこで、労働者の従属性という観点においては、労働者が担保権の設定を通じて自らの労働債権を保全する余地に乏しいことから、労働債権に対して法定担保権である一般先取特権が広範に認められ、倒産手続下でも優先的な処遇が保障されている。具体的には、民法上の一般先取特権の被担保債権である債権は「一般の先取特権その他一般の優先権がある債権」として、倒産手続における財産分配上の優先権が保障される⁽¹⁾ところ、現在の民法では「使用人」が有する「雇用関係に基づいて生じた債権」(民法三〇八条)全般について一般先取特権の被担保債権となることが認められているため、労務提供の直接の対価である賃金(給料)はもちろん、労働者が有する「雇用関係に基づいて生じた債権」である限りは、かつて議論のあった退職金も、全額について一般先取特権が認められる。さらに、身元保証金の返還請求権、労務提供の必要経費に関する費用償還請求権、労働基準法上の解雇予告手当請求権や労災補償請求権、安全配慮義務違反に伴う損害賠償請求権など、およそ「雇用関係から生じた債権」は、全額が一般先取特権の被担保債権になると解されている。したがって、現在の民法三〇八条に基づいて一般先取特権の対象となる労働債権の範囲は、任意の社内預金⁽²⁾など例外的な場合を除き、極めて広範である。

加えて、労働者は、一般に債権者として行動するための十分な情報を保持していないという実情に鑑みて、一九九〇年代終盤から二〇〇〇年代前半にかけて立て続けに実施された倒産法改正時に、労働債権の届出が必要になる可能性が高い破産法と会社更生法において、労働債権の届出に向けて必要となる情報提供を努力義務として管財人に課すことで、

債権の届出にかかる労働者の負担を軽減するよう措置が講じられ、個人としての労働者の特殊性に一定の配慮がなされている（破産法八六条、会社更生法八〇条の二）。このような、労働者における情報の不足に伴う債権届出の困難さに対して、これまでは管財人との間での団体交渉を通じて情報提供を求めることで労使間の自主的な解決を期待するほかなかったところ、管財人の団体交渉応諾義務が曖昧であることで必ずしも十分に情報提供されない場合があるという労働側の指摘を受けて、当初は管財人の団交応諾義務を明確化するように求められていた。これに対し、管財人の団交応諾義務を明文化するのではなく、債権届出の便宜を図るという限度に限って、団交中でなされるような労働者に対する情報提供の義務を、努力義務という形で明文化したものである。⁽⁴⁾

（三）労働力の集団性

他方、労働力の集団性という観点からは、労働者を一債権者として取り扱う限界が如実に表れる。というのも、未払い賃金などの債権を有していない場合には、時として債権者以上に倒産手続に利害関係を有する集団である労働者が倒産手続における意思決定から排除されることになる。また、未払い賃金などの倒産手続に服する債権を有している場合にも、個人として労働者が保有する債権は多くの場合に僅少であるため、頭数だけが多い労働者を倒産手続上の意思決定に関与させることによって、倒産手続の円滑な進行を阻害する恐れがある。⁽⁵⁾

このように、労働力の集団性に鑑みると、労働者は未払い賃金などの債権の有無に関わりなく、集団的な形で労働者を倒産手続上の意思決定に関与させることが有用と言える。とりわけ、事業を継続しながら第一次的に再建を目指す再建型倒産手続における労働者は、労働者集団として見ると、単に一債権者集団を構成するのみならず、再建に不可欠な

事業活動の継続を担う主体でもあり、再建目的の帰趨を握っていると言っても過言ではない。同時に、再建型倒産手続における労働者は、事業の継続に向けて必要とされる可能性が高いコスト削減とも無関係ではなく、労務コストを削減する目的の下に集団的な労働力調整としてなされる整理解雇や労働条件変更の対象になることが予定されていることから、削減される対象である将来的な労務コストを仮定すれば、労働者集団は巨大な債権者であり、再建目的との関係では既存の債権を有する債権者以上の利害関係を有している。そのため、倒産手続に対して、単なる債権者とは異なる特殊な法的地位に立つ労働者を、倒産手続過程においてどのように集団的に関与させるかが問題となる。

二 手続的関与の状況

(一) 現行法に至るまでの状況

この点、現行の倒産法制では、再建型・清算型のいずれにおいても、労働組合等の労働者代表⁽⁶⁾に対して、一定の場合に、倒産手続における手続的な関与権が保障されている⁽⁷⁾。このような、労働組合等の労働者代表に対する手続的関与権は、二〇〇二年に改正される前の旧会社更生法において、一九五二年の制定当時から、更生計画案の作成に関して労働組合等からの意見聴取が認められていたところに端を発する。もともと、明文ではないものの、会社更生手続においては、更生計画案の作成以外の場面でも、必要に応じて労働組合等からの意見聴取が行われていたとされている⁽⁸⁾。反面、同じ倒産法制でも、破産法・和議法及び商法上の特別清算・会社整理においては、労働組合等の労働者代表という存在はそもそも想定されず、結果として労働者代表に対する倒産手続上の関与権も特に規定されていなかった。これは、労

労働組合を設立する根拠となる労働組合法や過半数代表概念を有する労働基準法など、労働者代表の存在を法的に基礎づける現在の主要な労働法制が戦後に展開したのに対し、大正期に相次いで制定された破産法・和議法及び一九三八年の商法改正でイギリス法に倣って新設された商法上の特別清算・会社整理は、いずれも戦前に制定され、戦後も大規模な法改正を受けることが無かったため、労働者代表という新たな法主体の存在を取り込むに至らなかったものと思われる。このように、労働者は倒産手続との関係で特殊な法的地位に立つものの、倒産手続に対する関係では、戦後に制定された会社更生法に限って、更生計画策定段階で意見聴取される機会が保障されていたに過ぎない。そして、会社更生法で認められた限定的な手続的関与権を除いては、未払い賃金など倒産手続に服する債権がある場合に限って債権者としての手続的関与権が保障されるにとどまり、その法的地位の特殊性に着目して、労働者の倒産手続に対する関与を特別に認めるような規定は存在しなかった。その意味で、法的に言えば、労働者は、倒産手続上の意思決定からほとんど排除されていたと言わざるを得ない。

ところが、その後、倒産法制の抜本的見直しが唱えられるに至り、一九九九年に和議法を廃止して民事再生法⁽⁹⁾が制定されたのを皮切りに、二〇〇二年には、旧会社更生法が全面改正⁽¹⁰⁾され、再建型倒産手続の整備が先駆けて行われた。さらに続いて、二〇〇四年の現行破産法制定に伴う旧破産法の廃止⁽¹²⁾によって清算型倒産手続の整備も行われ、二〇〇五年の会社法制定⁽¹³⁾に伴って、商法上の特別な再建型倒産手続である会社整理制度が廃止され、商法上の特別の清算型倒産手続である特別清算制度だけが大幅改正された上で残された。このような、一連の倒産法改正の結果として、戦後一貫して会社更生法のみが存在していた労働者代表の倒産手続に対する手続的関与権が、関与の対象となる事項を大幅に拡充された上で、全面改正された会社更生法においてはもちろん、同じ再建型である民事再生法、さらに部分的には、破産法及び会社法上の特別清算という清算型倒産手続にまで拡張されている。

(二) 現行法における手続的関与

その結果、特に再建型倒産手続である民事再生法及び会社更生法においては、倒産手続の開始決定段階（民事再生法二四条の二、会社更生法二二条一項）から、事業譲渡の許可（民事再生法四二条三項、会社更生法四六条三項三号）、再建計画の作成・認可（民事再生法一六八条、一七四条三項、会社更生法一八八条、一九九条五項）までに至る、手続過程の主要なあらゆる段階において、労働組合等の労働者代表に対して意見聴取や意見陳述など手続的関与の機会が付与されている。

まず、(i) 民事再生法においては、(イ) ①民事再生手続の開始申立てがあった場合（二四条の二）、②再生計画外の事業譲渡を行うために裁判所が許可をする場合（四二条三項）、③再生計画案が裁判所に提出された場合（一六八条）、④破産手続において民事再生手続への移行が申し立てられた場合（二四六条三項）には、当該申立てを却下・許可すべきことが明らかな場合を除いて、裁判所による労働組合等からの意見聴取が定められている。また、(ロ) ⑤一定の場合に¹⁵⁾開催される財産状況報告集会において（二二六条三項）、及び、⑥裁判所が再生計画の認可すべきかどうかに関して（一七四条三項）、労働組合等には意見陳述権が認められている。そして、(ハ) ⑦債権者集会が開催される場合（一五条三項）、⑧簡易再生の決定があった場合の再生計画案について決議するための債権者集会期日等の決定があった場合（二二条三項）、⑨再生計画の認可・不認可の決定があった場合（一七四条五項）には、裁判所は労働組合等に通知しなければならない。また、⑩再生債務者等が簡易再生・同意再生の申立てをする場合は、労働組合等に対して通知しなければならないものとされている（二二一条一項、二二七条六項）。

また、(ii) 会社更生法においては、(イ) ①会社更生手続の開始申立てがあった場合（二二条一項）、②更生計画外

の事業譲渡を行うために裁判所が許可をする場合（四六条三項三号）、③更生計画案が裁判所に提出された場合（一八八条）、④破産手続及び民事再生手続において会社更生手続への移行が申し立てられた場合（二四六条三項）には、当該申立てを却下・許可すべきことが明らかな場合を除いて、裁判所による労働組合等からの意見聴取が定められている。さらに、（ロ）⑤債権者集会の一種である財産状況報告集会において（八五条三項）、または、財産状況報告集会が開催されない場合、裁判所から通知を受けた上で、裁判所による管財人の選任について（八五条四項¹⁶）、及び、⑥裁判所が更生計画の認可すべきかどうかに関して（一九九条五項）、労働組合等には意見陳述権が認められている。そして、（ハ）⑦債権者集会が開催される場合（一一五条三項）、⑧更生計画の認可・不認可の決定があった場合（一九九条七項）には、裁判所は労働組合等に通知しなければならないものとされている。

これに対し、（三）清算型倒産手続の一般法である破産法においては、（イ）①事業譲渡の許可に際して労働組合等が意見聴取の対象となる（破産法七八条四項）ほかは、（ハ）②破産手続の開始決定（破産法三二条三項四号）と③債権者集会期日（一三六条三項）について、労働組合等に対する通知が規定されているにとどまる¹⁷。

ただし、債権者集会の通知がなされる場合には、単なる通知にとどまらず、会議体の当然の性質として、当該債権者集会への出席及び発言が許されると解されている¹⁸。そして、再建型倒産手続において債権者集会が開催される場合も、労働者代表の意見陳述権が明文で認められている財産状況報告集会を除いては、労働者代表に対して通知がなされるにとどまるものの、同様に会議体の当然の性質として、労働者代表は債権者集会への出席及び発言が許されると思われる。その意味では、再建型倒産手続における財産状況報告集会を含めて、債権者集会が開催される場合、労働者代表に対して認められる手続的関与権のレベルは、再建型倒産手続の場合と破産手続の場合とで異なるところではない。

他方、（iv）清算型倒産手続の特別法たる会社法上の特別清算においては、株式会社のみに対して簡易迅速な清算方

法を認める立法趣旨から、手続全体が簡素に構成されており、(イ)①事業譲渡の許可に際して労働者代表が意見聴取の対象となる(会社法八九六条二項)以外には、特に労働者代表の手続的な関与が認められていない。

(三) 手続的関与の状況

このように、倒産手続下での労働者代表の手続的関与には、大きく分けて(イ)裁判所が行う意見聴取、(ロ)裁判所に対する意見陳述権の付与、(ハ)裁判所による通知の三通りに分かれる。いずれにおいても共通するのは、労働者代表に対する手続的関与の相手方(義務の名宛人)は、簡易再生・同意再生の申立てにかかる通知を除くと、基本的に倒産手続を管轄する裁判所であり、実際の倒産手続を遂行する管財人や再生債務者との関係で規定されたものではない点である。その結果、特に労働組合に関して言えば、労働組合法上の使用者に該当する限りにおいて管財人や再生債務者に対する関係で認められる団体交渉権¹⁹⁾と、倒産手続上の手続的関与権とは、相手方当事者が異なるため、別次元の手続的権利として両立するものと解される。

また、手続的関与の規定された範囲を見るに、清算型倒産手続と比較した場合、再建型倒産手続においては、労働者代表に対して意見聴取等の手続的関与権が広範に認められている。これは、再建目的の達成に向けて不可欠な「労働者の協力」を確保²⁰⁾し、また、その情報提供を受けることが再建に向けて有益であるためとして説明されている。したがって、清算型倒産手続における、労働者代表の手続的関与権がなお限定されているのは、再建目的の有無(換言すると、「労働者の協力」の要否)という手続的な性質の差異に基づくものである²²⁾。そのため、清算型倒産手続においても、一種の「再建」手続となる事業譲渡の場面に限っては、事業の継続が前提となることから「労働者の協力」を不可欠と認め、再建

型倒産手続の場合と同様の手続的関与権として意見聴取の機会が保障されているものと理解できる。

三 手続的関与の対象となる労働者代表

(一) 定義と労働基準法上の過半数代表との異同

手続的関与の対象となる労働者代表は、いずれの法律においても「労働組合等」と規定されている。具体的には、民事再生法においては、「再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者」(二四条の二括弧書)、会社更生法においては、開始申立て時の意見聴取について、「開始前会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、開始前会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは開始前会社の使用人の過半数を代表する者」(二二条一項)、その他の手続的関与について、「更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用人の過半数を代表する者」(四六条三項三号括弧書)、破産法においては、「破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者」(三二条三項四号括弧書)、会社法上の特別清算においては、「清算株式会社の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、清算株式会社の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは清算株式会社の使用人その他の従業者の

過半数を代表する者」(八九六条二項括弧書)と定義されている。

このように、手続的関与権を保障される対象である労働者代表としての「労働組合等」は、各倒産手続において基本的に共通の概念によって捉えられており、規定の体裁自体は、労働基準法上の過半数代表(「労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者」)に類似したものとなっている。しかし、労働基準法上の過半数代表が事業場単位で過半数であることが求められるのに対し、倒産手続上の労働者代表である労働組合等については、いずれも使用者を全体として見て過半数を保持していることが求められる点で、労働基準法上の過半数代表とは労働者の過半数を算定する基礎となる分母が異なる。

(二) 各法における定義の相違

また、会社更生法においては、労働者代表の選出母体として「使用人」概念が用いられ、労働基準法上の過半数代表の選出母体である労働基準法九条の労働者概念と一致するものとして理解されている。⁽²⁴⁾これに対し、民事再生法をはじめとする他の倒産手続では、労働者代表の選出母体が「使用人その他の従業者」と規定されているため、会社更生法において「使用人」が労働基準法上の労働者に一致すると理解されてきた解釈に倣うのであれば、⁽²⁵⁾「使用人」である労働基準法上の労働者以外に「その他の従業者」なるものが、労働者代表の選出母体に含まれることになる。そこで、「使用人」以外に「従業者」は観念し得ないとして、定義が曖昧で誤解を招く表現だと批判する見解が存在する⁽²⁶⁾ほか、会社更生法上の「使用人」概念と会社更生法以外の「使用人その他の従業者」概念の相違を無視し、両者を共通の概念として捉える見解も存在する。⁽²⁷⁾

この点、民事再生法の解説においては、労働者代表の選出母体として、「企業に雇用されるすべての者はもとより、派遣社員も含まれる」⁽²⁹⁾と解されている。このうち、「企業に雇用されるすべての者」とは、使用者である企業に直接雇用されている労働者を意味すると解されるため、「使用人」である労働基準法上の労働者を捉えているものと言える。したがって、このような解釈は、「その他の従業者」として、使用者から直接雇用されていないために、当該使用者との関係で労働基準法上の労働者には該当しない「派遣社員」⁽³⁰⁾を特に含める解釈として理解できる。もともと、会社更生法においては、一九八五年に労働者派遣が一部解禁される前に制定された旧法から、一貫して労働者代表の選出母体に「使用人」という用語が用いられているため、会社更生法上の「使用人」概念について労働基準法九条に規定された労働者を意味すると理解する学説も、労働者代表の選出母体から派遣労働者を排除し、民事再生法と異なる範囲として捉えるよう意図して唱えられたものとは解されない。したがって、昨今の倒産法改正で労働者代表の系統的関与権が新設された民事再生法や破産法などにおいて、派遣労働者を含めることを念頭に「使用人その他の従業者」という文言が用いられたにもかかわらず、会社更生法だけが現行法においても労働者代表の選出母体として「使用人」という文言を用いているのは、旧法の文言をそのまま転用したに過ぎず、文言の相違によって労働者代表の選出母体を異なるものとして定義する趣旨までは含意されていないように思われる。

また、前述した通り、労働者代表の系統的関与権を認めた趣旨は、労働基準法上の過半数代表のように、事業場ごとに労働基準法の強行性を排除するための労使協定を締結するに当たって、当該事業場における労働者の意思を集団的な形で反映させることが有用と考えられたというのではなく、使用者の倒産手続において、当該使用者の下で就労する労働者の意思や労働者の保有する情報を参考にすることが、倒産手続の円滑な進行に当たって有用と考えられたところにある。そして、派遣労働者も派遣先の維持継続という意味で使用者の事業継続に対して一定の利害を有し、かつ、派

遣先である使用者で現実⁽³¹⁾に就労して情報を保有している可能性もあることを併せ考えると、使用者から直接に雇用されていないとしても、派遣労働者を労働者代表の選出母体に含めて理解することは、労働者代表の手続的関与権を認めた倒産法の趣旨にも合致するように思われる。

(三) 過半数組合が存在しない場合の手続

次に、倒産手続に入った使用者において労働者の過半数を組織した過半数組合が存在しない場合における労働者代表たる過半数代表者の選出手続に関しては、いずれの法律においても特段の規制が存在しない。⁽³¹⁾そして、倒産法の解説では、過半数組合または過半数代表者のいずれの意味における労働者代表も存在しない場合が存在することを正面から肯定しつつ、そのような場合には倒産手続下での労働者代表からの意見聴取の必要がないものとして理解する見解が多々見られる。⁽³²⁾これは、再建型倒産手続の開始申立てに当たって、過半数組合または過半数代表者がいる場合は、申立書の任意的記載事項として記載が求められていることから（民事再生規則一三条六号イ、ロ、⁽³³⁾会社更生規則一二条八号イ、ロ、⁽³⁴⁾申立書に記載がない場合には、手続的関与の相手方が存在しないものとして捉える理解と思われる。

しかしながら、他方で、倒産法の学説では、倒産手続において手続的な関与の機会を保障される労働者代表は、労働基準法施行規則六条の二に倣って選出されるものを意味するとも理解されている。⁽³⁵⁾そして、労働基準法施行規則六条の二は、労働者の過半数を組織する労働組合が存在しない場合に過半数代表となる過半数代表者を選出するための手続を定めた規定であり、また、選出される過半数代表者は常設の労働者代表機関になるものではなく、あくまで当該選出手続の際に明示されていた事項についてのみ労働者代表として行動できるに過ぎない。そのため、仮に労働基準法施行規

則六条の二の定めるところに倣うのであれば、労働者の過半数を代表する過半数組合が存在しない場合には、倒産手続下で労働者代表の手続的関与が必要になる場面において選出手続を履行して過半数代表者を選出することが求められることになる。したがって、労働基準法施行規則六条の二の定めるところに倣うのであれば、倒産法の解説にしばしば見られるように、過半数組合または過半数代表者のいずれの意味における労働者代表も存在しない場合というのは、法的に存在し得ない状況となる。このように、労働基準法施行規則六条の二に従うと解する限り、労働者代表としての過半数組合が存在しない場合には、手続的関与の必要に応じて、労働者代表たる過半数代表者を選出しなければならないため、倒産手続における労働者代表の手続的関与権を保障する対象が存在しないという事態は生じ得ないのである。

もつとも、倒産手続下における手続的関与権を保障される過半数代表者の選出に当たって、労働基準法施行規則六条の二に倣うとされていることの意味するところは、実際のところ必ずしも明らかではない。というのも、倒産手続下での労働者代表は、大きく以下の二点において、労働基準法上の過半数代表とは選出の目的が異なると解されるからである。まず、倒産手続下での労働者代表は、①倒産手続の進行に当たって労働者の意思や労働者の保有する情報を参考にすることを目的に選出され、②第一次的には倒産手続を管轄する裁判所との関係で認められている手続的関与の当事者となる。これに対し、労働基準法上の過半数代表は、①労働基準法の強行性を排除する労使協定の締結に当たって集団的な労働者の意思を反映させるための労働者代表であり、②使用者との間で労使協定を締結する主体として選出されるものである。そのため、倒産法上の手続的関与権の対象となる労働者代表を労働基準法施行規則六条の二に倣って選出するとしても、労働基準法の強行性を排除する労使協定を使用者の相手方当事者として締結するという、労働基準法上の過半数代表に特有の法的性質に由来する手続的規制は、倒産法上の労働者代表の選出手続には適用されないものと解される。

そこで検討するに、まず、労働者の意思や労働者の保有する情報を参考にするという倒産法上の手続的関与を認める趣旨や裁判所との関係で認められる手続的関与である点に照らすと、使用者と経営上一体であることが労使協定の締結当事者として相応しくないという理由により、労働基準法施行規則六条の二において労働者代表としての適格性を否定されている管理監督者であっても、倒産手続下での労働者代表としての適格性を当然に否定されるわけではないように思われる。このほか、労働基準法施行規則六条の二では、協定事項ごとの過半数代表者選出が必要とされているところ、倒産手続に関与する労働者代表は、実務上、手続的関与の場面に応じて個別に選出されるというのではなく、手続の開始段階における労働者代表が申立て段階から倒産手続の終結段階まで一貫して倒産手続上の労働者代表として行動するものと理解され、一種の常設機関として取り扱われている。これも、倒産法上の手続的関与を認める趣旨に照らすと、個々に労働者代表を選出しないでも、労働者の意思や労働者の保有する情報を参考にするという倒産法上の目的は達成し得ると実務的に理解しているものと解される。また、倒産手続上の労働者代表の手続的関与権は、基本的に倒産手続を管轄する裁判所との関係で認められているところ、実際の倒産手続を進行する管財人や再生債務者とは異なり、裁判所が手続的関与の都度労働者代表を選出するのは、履行に困難を伴うという事情も寄与しているように思われる。

他方、労働者の意思や労働者の保有する情報を参考にするという趣旨に鑑みると、倒産手続下での労働者代表であっても、何らかの民主的選出プロセスを通じて労働者代表が選出されたことを求め、また、選出された労働者代表を使用者の不利益取扱いから保護するという点においては、労働者代表として当然に要請される規範と言えるため、労働基準法施行規則六条の二が同様に妥当するところと思われる。このように、倒産法上の手続的関与権を保障される対象である労働者代表の選出に当たって、労働基準法施行規則六条の二に倣うとされていることの意義は判然としないものの、倒産手続上の労働者代表に対して手続的関与権を認めた趣旨や手続的関与の相手方が裁判所である点に鑑みると、民主

的な選出手続の要請と不利益取扱いからの保護の要請に収斂されるものと解される。

(四) 小括

このように、手続的関与権を保障される対象の労働者代表たる「労働組合等」は、各倒産手続において基本的に共通の概念によって捉えられ、定義自体は労働基準法上の過半数代表に準じた文言が採用されている。しかし、事業場ごとに選出される労働基準法上の過半数代表とは異なり、使用者ごとに選出される点で倒産手続上の労働者代表は選出母体が大きく異なる。

また、労働者代表の定義自体も、必ずしも明確なものとはなっていない。まず、第一に、労働者代表の選出母体となる労働者の範囲をめぐることは、労働基準法上の労働者概念と一致するとされる「使用人」概念を旧法の制定以来一貫して用いている会社更生法と、派遣労働者なども含まれると理解されている「使用人その他の従業者」概念を用いている民事再生法その他の法律との間で、概念が一致するか否か疑問の余地がある。ところが、倒産法における解説は、法律ごとの縦割り状態の解説にとどまり、労働者代表の選出母体としていかなる範囲の労働者（さらには、労働者以外の就業者）を含めるか、法律相互間の文言の相違を踏まえて十分に検討されているとはいえない。

第二に、過半数を代表する過半数組合が存在しない場合に倒産手続上の手続的関与権を保障される対象となる過半数代表者をめぐっては、労働基準法上の過半数代表者のような選出手続が法定されていない。そのため、過半数組合はもちろん過半数代表者さえ存在しないという場面を正面から認め、倒産手続下で労働者代表を個別に選任してまで意見聴取などの手続的関与権を保障する必要性を否定する見解も存在する。他方で、過半数代表者の選出手続は、労働基準法

上の過半数代表者の選出手続である労働基準法施行規則六条の二に倣うと解する見解も存在する。しかし、労働基準法上の過半数代表者と倒産手続上の労働者代表の選出目的が異なることに鑑みると、労働基準法施行規則六条の二に倣う意義は、管理監督者に関する代表適格性の否定や手続的関与ごとに個別の労働者代表を選出すべきところには及ばず、民主的な選出手続の要請と不利益取扱いからの保護の要請にとどまるように思われる。このように、労働基準法施行規則六条の二に倣うか否かを問わず、倒産法上の手続的関与権を保障される労働者代表の選出手続は明らかではなく、実務上もうやむやに処理されている可能性が高いと言わざるを得ない。

四 意見聴取する場合の方法

労働者代表から意見聴取する際の方法についても、やはり特段の規制は存在しない。したがって、意見聴取を行う裁判所の広範な裁量が許されるとされ、裁判所自ら意見を直接に聴取する場合に限らず、書面による聴取、管財人を通じて聴取、さらには関係人集会における発言や議事録等に基づいて労働者代表の意見を裁判所が把握することでも足りると解されている。⁽³⁶⁾たとえば、東京地裁においては、書面照会によるもの、関係人集会において意見を聴取するもの、審尋形式で意見を聴取するものの三通りがあるとされている。⁽³⁷⁾そして、実務上は、裁判所自ら労働者代表の意見を聴取するのではなく、日常的に労働者と接する管財人や民事再生法上の監督委員（民事再生法五四条一項）を通して、間接的に意見を聴取していることが多いと言われている。

五 手続的関与の効果

倒産手続下における労働者代表の手続的関与には、大きく分けて（イ）裁判所による意見聴取、（ロ）裁判所に対する意見陳述権の付与、（ハ）裁判所による通知の三種類が存在する。このうち、（ハ）通知は、債権者集会の開催が通知される場合に、当該債権者集会への参加権と債権者集会での意見陳述権を伴うと解釈上理解されているものの、それ以外の通知に関しては、何らかの法的効果を伴うものではない。次に、（イ）裁判所が労働者代表から意見を聴取した場合や（ロ）債権者集会等において労働者代表が意見を陳述した場合も、労働者代表の意見に対して、他の債権者が拘束されるものでないのはもちろん、裁判所や管財人・再生債務者も何らかの拘束を受けるものではない。その意味で、倒産手続下における労働者代表の手続的関与権は、手続的に関与させることそれ自体にのみ関心を置いており、具体的な法的効果を伴うものとして認められているものではない。

もともと、労働者代表からの意見をもとに、裁判所が職権を発動することは妨げられない。具体的には、手続開始申立て段階の意見聴取では、手続開始決定をしないことや管財人の選任について配慮することができるとされている。また、事業譲渡段階の意見聴取においては、事業譲渡の許可・不許可の判断に（事実上ではあるものの）大きな影響を及ぼすものとされ、とりわけ再建型倒産手続である民事再生法と会社更生法では、事業譲渡の「必要性」が裁判所による事業譲渡の許可に当たって必要とされるため、労働者代表からの意見聴取の結果が「必要性」判断において反映される可能性も高い⁽³⁸⁾。また、再生計画・更生計画の策定段階で意見聴取された場合や認可段階で意見陳述された場合には、労働者代表の意向に基づいて計画の修正を命じ、あるいは最終的な計画を認可しないこともできるとされている。

他方で、労働者代表が、法定された手続的関与の機会を与えられなかった場合の効果も、やはり特段規定されていない。その結果、倒産手続下においては法律が特に認めた場合に限って利害関係人から不服を申し立てることができるため、法定された手続的関与の機会を労働者代表が与えられなかったとしても、それ自体について労働者代表が独自に不

服申立てをすることは許されないことになる。こうして、倒産法上の労働者代表に対する手続的関与の機会が与えられなかった場合や不十分な機会しか与えられなかった場合も、再建型倒産手続における再建計画の不認可事由となり得るにとどまると理解されている。⁽³⁹⁾そうすると、再建型倒産手続と異なり、再建計画の認可手続がない清算型倒産手続においては、倒産手続との関係で認められる救済はおよそ存在しないことになる。

六 検討

清算型にせよ再建型にせよ、倒産手続は労働関係に重大な影響を及ぼす。そして、倒産手続が日本で日常的な事象となる中、倒産手続下における労働者の取扱いが注目を集めている。ところが、前述した通り、一連の倒産法改正前において、倒産手続下での労働者代表による手続的関与は、僅かに戦後に制定された会社更生法において、更生計画案の作成に関して労働者代表からの意見聴取が認められていたに過ぎない。

これに対し、一連の倒産法改正を経た結果として、倒産手続下における労働者代表の手続的関与は、その対象を大幅に広げられ、再建型倒産手続においては、手続の開始決定段階から再建計画の認可段階に至るまで手続のあらゆる重要な段階で、また、部分的ではあるものの清算型倒産手続においても、労働者代表の手続的関与が認められるに至っている。これは、倒産手続との関係で、時として債権者以上に利害関係を有している労働者について、その集団的な意思を倒産手続に反映させる必要性が認められ、そのための仕組みが設けられたという意味において画期的な方針転換⁽⁴⁰⁾と言える。そして、倒産手続下における労働者代表の手続的関与が拡大されたことは、「従業員利益を保護する姿勢」の表れと評価されているように、従来は、労働債権に対する財産分配上の優先権付与など、文字通りの実体的な手法を中心

にして倒産手続下での労働者保護が考えられてきたのに対し、手続的な手法による倒産手続下での労働者保護を試みる動きとして評価することもできる。

もちろん、一連の倒産法改正の結果として認められた労働者代表の手続的関与権も、労働者の意思が倒産手続に反映される制度的な担保はなく、裁判所の職権発動を促す程度にしか機能しない上に、たとえ手続的関与の機会を労働者代表に対して与えなかったとしても、労働者ないし労働者代表に不服申立ての機会が与えられることもない以上、現在の労働者代表の手続的関与権は不十分であるという批判⁽¹⁾も十分に成り立ち得るところである。しかしながら、一連の倒産法改正前と比較する場合、(少なくとも法的な評価においては)倒産手続の蚊帳の外に置かれてきた労働者について、その意思を反映させる機会が倒産法制において明文で設けられるに至ったことは、その効果の不十分さに照らしてもなお重大な意義を有しているように思われる。これは、倒産手続外の使用者において、(少なくとも法的な評価としては)労働者の経営に対する関与を認めていない日本の会社法制や倒産手続外の労働法制と対比しても、独特で新しい試みとすることができる。また、現在の実務的な取扱いのように、裁判所が管財人や監督委員を通して間接的に労働者代表の意見を聴取する場合には、結果的に一種の労使コミュニケーションが図られるため、明確な規定のない倒産手続下での団体交渉を補完するような手続的意義も少なくないと思われる。

もつとも、現在の倒産手続下における労働者代表の手続的関与には、効果の不十分さという点を措いても、なお不十分な点が見られるところである。とりわけ、労働者代表の概念及び選出手続に関しては、倒産法上の規定の不十分さが目立ち、結果的に解釈も判然としない状況にある場合が多い。まず、労働者代表の選出母体となる労働者の範囲をめぐっては、「使用人」概念を用いている会社更生法と、「使用人その他の従業者」概念を用いている民事再生法その他の法律との間で、理解の統一が図られていると解したい。また、過半数組合が存在しない場合に倒産手続上の手続的関与権

を保障される対象となる過半数代表者をめぐっては、選出手続が法定されていないため、そもそも選任の必要性にさえ統一した理解が存在しない。そして、過半数代表者の選出手続について労働基準法施行規則六条の二に倣うと解する見解も、文言の類似性に基づく見解としての域を出るものではなく、労働基準法上の過半数代表者と倒産手続上の労働者代表とで選出目的が異なることに鑑みると、判然としない部分が多い。このように、一連の倒産法改正で労働者代表の手続的関与が広範に認められたにもかかわらず、そもそも労働者代表の概念自体が不明確なため、労働者の意思を反映させるという手続的関与の趣旨に見合った仕組みが用意されているとは評価しがたい。

また、倒産手続下で労働組合等の労働者代表が関与する場合、有意義に関与するには、関与の前提として倒産手続にかかる情報の提供を受けることが必要になる。⁽⁴²⁾ところが、労働法上は、団体交渉の過程で、使用者の誠実団交義務の一環として、労働組合に対し情報提供される可能性があるととどまる。また、倒産法上も、破産手続と会社更生手続において、労働債権の届出に当たって管財人の労働者に対する情報提供努力義務（破産法八六条、会社更生法八〇条の二）が認められている点を除き、手続的関与の前提となる情報を労働者代表に提供するよう義務づける規定は存在しない。

この点、倒産手続の利害関係人に対しては、事件記録の閲覧（破産法二一条、民事再生法二一条、会社更生法二一条）が認められているため、倒産手続の利害関係人は自ら一定の情報を収集する余地がある。そして、個別の労働者が、労働債権を有するか、労働契約関係にある限りに於いて、倒産手続の利害関係人に該当することに争いはない。⁽⁴³⁾一方、倒産手続下での手続的関与権は、労働組合が倒産手続に利害関係を有していることの反映として説明されているものの、⁽⁴⁵⁾労働組合が倒産手続の利害関係人に該当するか否かに関しては、見解の対立が存在する。すなわち、労働組合も倒産手続の利害関係人として明確に位置づける見解を採る学説や裁判例が存在する一方、⁽⁴⁶⁾少なくとも手続的関与権の保障を以って、直ちに労働組合が倒産手続上の利害関係人になるものではないとする見解も存在する。⁽⁴⁷⁾

このように、現行法では、倒産手続下で労働者代表の手続的関与が認められたにもかかわらず、労働者代表は、労働組合が労働者代表となる場合も含めて、関与の前提となる情報を有しないまま手続的に関与せざるを得ないことになりかねない。こうして、現行法において、労働者代表の手続的関与は、強力な法的効果を認められていない上に、関与を認められた労働者代表の代表性が曖昧であり、関与の前提となる情報の提供も保障されないため、手続的な手法を通じた労働者保護の試みとして未だ有意義なものとは評価しがたい。むしろ、現状では、専ら裁判所など、倒産手続を進める側が、必要に応じて労働者の意向を聴取し、あるいは労働者の保有する情報を利用するための制度にとどまっているように思われる。

(1) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著『民事執行の実務―債権執行編(上)〔第三版〕』(きんざい、二〇一二年)二四三頁、我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法―総則・物権・債権―〔第三版〕』(日本評論社、二〇一三年)五一九頁。

(2) 任意の社内預金は、雇用契約関係とは独立した消費寄託契約上の返還請求権に過ぎず、一般先取特権の対象にはならないとする解釈が、一般的である(協同広告社破産管財人事件・札幌高判平成一〇・一二・一七判時一六八二号一三〇頁、中山恒三郎商店破産管財人事件・東京高判昭和六二・一〇・二七労民集三八巻五・六号五七一頁、小西康之「企業倒産と労働債権の確保」法律論叢七三巻四・五号(二〇〇一年)三〇八頁、鈴木竹雄「竹内昭夫『会社法〔第三版〕』」(有斐閣、一九九四年)三二九頁注一、上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法(六)』(有斐閣、一九八八年)二六一頁「森本滋」、大森忠夫ほか編『注釈会社法(六)〔増補版〕』(有斐閣、一九八〇年)四〇八頁「中馬義直」、田村諄之輔「賃金債権の確保と商法・会社更生法」ジュリ六〇八号(一九七六年)三三三頁、宮脇幸彦「時岡泰『改正会社更生法の解説』」(法曹会、一九六九年)一七三頁、青山善充「会社更生法改正の方向とその内容―法律案要綱の検討(一)」商事四一二号(一九六七年)

二三頁、青木宗也「社内預金をめぐる法律上の問題点」季労五二号（一九六四年）四三頁。ただし、一般先取特権の成立を認める学説も、少数ながら有力に存在する（大隅健一郎『今井宏「会社法論中巻」〔第三版〕（有斐閣、一九九二年）五一六頁注一、田中誠二『再全訂会社法詳論（下）』（勁草書房、一九八二年）八二一頁、石井照久『新版商法Ⅰ（三）』（勁草書房、一九六五年）七八五頁）。

(3) これに対し、民事再生法と会社法上の特別清算においては、一般先取特権の認められる債権は倒産手続の拘束を受けずに随時優先弁済される。したがって、「使用人」が有する「雇用関係に基づいて生じた債権」全てについて一般先取特権が認められる現在の民法三〇八条を前提にする限り、倒産手続下で労働債権の届出が必要となる状況はほとんど存在しない。

(4) 伊藤眞ほか編『新破産法の基本構造と実務』（有斐閣、二〇〇七年）一七〇―一七一頁「小川秀樹発言」。

(5) そこで、再建型倒産手続では、少額債権に対する弁済許可制度（民事再生法八五条五項、会社更生法四七条五項）の対象となつて手続から排除される可能性があるほか、破産手続でも、給与債権に対する特別の弁済許可制度（破産法一〇一条一項）の対象になつて手続から排除される可能性がある。

(6) 現行法上、「労働組合等」は各倒産手続において基本的に共通の概念であり、枠組み自体は、労働基準法上の過半数代表に做つたものとなっている。すなわち、破産者・更生会社等の従前の使用者において、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者を意味する（破産法三二条三項四号括弧書、会社法八九六条二項括弧書、民事再生法二四条の二括弧書、四六条三項三号括弧書参照）。このほか、会社更生法二二条一項も、「労働組合等」という用語ではないが、同様の概念を用いている。

(7) ただし、意見聴取義務等の違反について、不服申立ては認められていない（破産法九条、民事再生法九条、会社更生法九条参照）。

(8) 那須克巳「労働組合等の更生手続における処遇」判タ一一三二号（二〇〇三年）一七一頁。ただし、管財人との関係に關して言えば、管財人は労働組合法上の使用者に当たると解されるため、労働組合側は団体交渉として管財人に自らの意見伝達が可能であり、倒産手続上の意見聴取に団体交渉上の意見聴取と異なる独自の意義があつたとは解されない。

(9) 平成一一年法律第二二五号。

(10) 平成一四年法律第一五四号。

- (11) 平成一六年法律第七五号。
- (12) 破産法附則二条。
- (13) 平成一七年法律第八六号。
- (14) 同条は、二〇〇二年の会社更生法改正時に新たに付け加えられた規定である。
- (15) 「再生債務者等若しくは第百十七条第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあったとき」または裁判所が相当と認める場合に開催される（民事再生法一一四条）。
- (16) この意見陳述は、書面によることが明示的に規定されている。
- (17) また、再建型・清算型を問わず、個別の労働者にも一定の手続的な権利が保障されている場合がある（新谷真人「倒産法制における労働者代表関与の意義と課題」労働一一三号（二〇〇九年）六二頁以下参照）。
- (18) 伊藤ほか編・前掲注（4）書一七〇頁「小川秀樹発言」。
- (19) 「倒産と労働」実務研究会編『詳説 倒産と労働』（商事法務、二〇一三年）四一八―四一九頁「小林譲二」。
- (20) 伊藤眞「破産法・民事再生法（第三版）」（有斐閣、二〇一四年）八三五頁、園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法（第三版）』（弘文堂、二〇一三年）二二一―二三三頁「松下淳二」、山本和彦ほか『倒産法概説（第二版）』（弘文堂、二〇一〇年）四二五頁、四九〇頁、福永有利監修『詳解民事再生法』（民事法研究会、二〇〇九年）一三五頁「四宮章夫」、深山卓也編著『一問一答新会社更生法』（商事法務、二〇〇三年）一四頁。
- (21) 深山編著・前掲注（20）書一四頁。
- (22) 実務的には、清算型倒産手続が進行するにつれて労働者は全員解雇されている可能性が高まる中、労働者代表として関与を認め得るか問題が残ることも考慮されたと言われている（伊藤ほか編・前掲注（18）書一七〇頁「花村良一発言」）。
- (23) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注（19）書二三頁「徳住堅治」、伊藤眞編集代表『民事再生法逐条研究』（有斐閣、二〇〇二年）六二―六三頁「田原睦夫発言」、兼子一監修『条解会社更生法（下）（第四次補訂版）』（弘文堂、二〇〇一年）二一九頁。
- (24) 荒木尚志『労働法（第二版）』（有斐閣、二〇一三年）五一頁以下。

(25) 東京地裁更生実務研究会編著『会社更生の実務(下)』〔新版〕二七七頁「木村史郎・山本健央」(きんざい、二〇一四年)、那須・前掲注(8) 論文一七一頁。

(26) ただし、破産法上は、「使用人」として雇用関係にあるもののほか、請負の形式を採っていても実質的に雇用関係にあるものを含むとしている(伊藤眞ほか編『条解説破産法(第二版)』(弘文堂、二〇一四年) 一〇二二頁)。これは、労働基準法上の労働者を、契約形式に関わらず実質的に判断するという一般的な理解(菅野和夫『労働法(第一〇版)』(弘文堂、二〇一二年) 一一四―一五頁)に倣うという趣旨に過ぎないのか、さらに進んで、独立自営業者など、労働基準法上の労働者以外を積極的に含める趣旨なのか判断としない。この点について、「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書三一頁「徳住堅治」は、一般先取特権の成立範囲にかかると一般的な解釈を根拠に、後者の理解を採っているように思われる。

(27) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書三二頁「徳住堅治」。

(28) そして、同学説は、現行法の解釈として、「明示的な直接雇用契約関係でなくとも、使用従属関係にあれば、契約形式上、専属契約とされている者や、委任・請負契約とされていても使用人に含まれる」と解した上で、立法論として、「他の労働法上概念との乖離が大きく相当でない」と主張する(「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書四一八―四一九頁「小林譲二」)。

(29) 福永監修・前掲注(20) 書一三四頁「四宮章夫」。

(30) そのため、労働者派遣法上の労働者に対しては、労働者派遣法四四条において個別の規定ごとに労働基準法上の労働者として取り扱うよう規定が整備されている。

(31) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書四一九頁「小林譲二」。

(32) 東京地裁更生実務研究会編著・前掲注(25) 書二七七―二七八頁「木村史郎・山本健央」、那須・前掲注(8) 論文一七一頁、兼子監修・前掲注(23) 書二一九頁。

(33) 民事再生規則一三条六号

再生債務者について次のイ又はロに掲げる者があるときは、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 再生債務者の使用人その他の従業者で組織する労働組合 当該労働組合の名称、主たる事務所の所在地、組合員の数及び代表者の氏名

- ロ 再生債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者 当該者の氏名及び住所
- (34) 会社更生規則一二条八号
- 被申立会社について次のイ又はロに掲げる者があるときは、それぞれイ又はロに定める事項
- イ 被申立会社の使用人で組織する労働組合 当該労働組合の名称、主たる事務所の所在地、組合員の数及び代表者の氏名
- ロ 被申立会社の使用人の過半数を代表する者 当該者の氏名及び住所
- (35) 東京地裁更生実務研究会編著・前掲注(25) 書二七七頁「木村史郎・山本健史」、那須・前掲注(8) 論文一七一頁。
- (36) 那須・前掲注(8) 論文一七一頁。
- (37) 東京地裁更生実務研究会編著・前掲注(25) 書二七八頁「木村史郎・山本健史」。
- (38) もつとも、事業譲渡の許可に関しても、労働組合等の不服申立ては認められていないため、いかに「必要性」要件を通じて労働者の意向を反映可能であるとしても、何ら法的な効果を伴うものではない。
- (39) 東京地裁更生実務研究会編著・前掲注(25) 書二七八頁「木村史郎・山本健史」、那須・前掲注(8) 論文一七一頁。
- (40) 木内道祥監修『民事再生実践マニュアル』(青林書院、二〇一〇年) 一三四頁。
- (41) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書四二二―四二二頁「小林譲二」、古川景一「会社更生法の変質 企業安楽死への道と労働者保護の欠落」季刊・労働者の権利二四八号七五頁(二〇〇三年)、古川景一「株式会社制度のあり方を考える 新会社更生法で痛みを押しつけられるのは誰か」世界二〇〇三年四月号二四三頁(二〇〇三年)。
- (42) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書四一九頁「小林譲二」。
- (43) 菅野・前掲注(26) 書五〇三頁。
- (44) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書二六頁「徳住堅治」、東京地裁更生実務研究会編著『会社更生の実務(上)』(新版)四九頁「森岡泰彦・豊島愛佳」(きんざい、二〇一四年)。
- (45) 伊藤・前掲注(20) 書八三七頁。
- (46) 「倒産と労働」実務研究会編・前掲注(19) 書三二―三三頁「徳住堅治」、日本航空(更生管財人・不当労働行為)事件・東京地判平成二六・八・二八別冊中労時一四六九号三一頁。

(47) 園尾 小林編・前掲注(20) 書一一七頁「園尾隆司」。

〔付記〕本稿は、池田悠「倒産時の労働者代表の手続的関与―現行法の状況分析から」山川隆一主査『平成二四年度労働問題リサーチセンター研究会報告書 環境変化の中での労働政策の役割と手法』(二〇一三年)に加筆・修正したものである。

*本稿は、日本学術振興会・課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業(実社会対応プログラム)「雇用確保に向けられた労働法及び倒産法における規制改革の現状と課題」及び日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(C)「倒産手続下における労働力調整モデルの適用をめぐる比較法的研究」(課題番号二六三八〇〇七五)による成果の一部である。